

タオル類賃貸借仕様書

1 品名及び仕様

品名	①子供用おむつ(ドビー大)	②バスタオル(白)	③バスタオル(黄)	④タオル(白)
納品(搬入)場所	加古川医療センター指定場所	加古川医療センター指定場所	加古川医療センター指定場所	加古川医療センター指定場所
仕様(規格等)	80cm×80cm 白色 綿100% ドビー織り ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの	135cm×65cm 白色 綿100% 1000匁以上 ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの	135cm×65cm 黄色系 綿100% 1000匁以上 ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの	85cm×35cm 白色 綿100% 220匁以上 ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの
年間使用予定量	4,100枚	3,000枚	51,400枚	32,700枚
洗濯方法等	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。
回収・納品日	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)
納品(搬入)単位	1袋40枚 ビニール袋詰	1袋10枚 ビニール袋詰	1袋10枚 ビニール袋詰	1袋20枚 ビニール袋詰
折りたたみ方法	六つ折(1枚毎に折りたたむこと)	四つ折(1枚毎に折りたたむこと)	四つ折(1枚毎に折りたたむこと)	四つ折(1枚毎に折りたたむこと)
納品方法	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。
品名	⑤タオル(黄)	⑥タオルケット	⑦おしぼり(白)	
納品(搬入)場所	加古川医療センター指定場所	加古川医療センター指定場所	加古川医療センター指定場所	
仕様(規格等)	85cm×35cm 黄色系 綿100% 220匁以上 ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの	130cm×180cm 白色 綿100% 860g以上 ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの	27cm×32cm 白色 綿100% 100匁以上 ※相違点がある場合、同等の物で当院が承認するもの	
年間使用予定量	52,400枚	8,300枚	11,800枚	
洗濯方法等	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。	クリーニングに関する法令・諸規則を尊厳し適正に処理すること。 十分に殺菌・乾燥すること。 他物品とは区別して処理すること。	
回収・納品日	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)	日曜日を除く毎日 (土曜・祝日も納品・回収する) (各納品場所毎に回収する)	
納品(搬入)単位	1袋20枚 ビニール袋詰	1袋6枚 ビニール袋詰	1袋20枚 ビニール袋詰	
折りたたみ方法	四つ折(1枚毎に折りたたむこと)	一六つ折(1枚毎に折りたたむこと)	二つ折(1枚毎に折りたたむこと)	
納品方法	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。	回収時に納品 1回の納品数は、回収時の在庫数による為不定。 その他、下記参照。	

※ 病院側は、使用済みタオル等を各詰め所及び外来に集約しておくこととし、集約容器は各物品毎の必要数を業者負担として置いておくこと。

※ タオル等の納品時に各々所の責任者が納品書に押印またはサインし確認することとする。

※ 賃貸借料の請求時に、上記の押印済納品書を請求書に添付すること。

※ 納品場所は各物品毎に各外来(13ヶ所)、各病棟(8ヶ所)を指定する。

※ 指定が無い限り、各納品場所の各物品毎の在庫数管理は納品業者が行うこと。

※ 休業期間中の所要見込み数を事前に搬入しておくこと。(年末年始等)

※ 1年間の使用量は目安である。

2 洗濯及び消毒

- (1) 全ての品名について、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」による適正な処理方法で洗濯、消毒等を行った清潔なものを納品すること。
- (2) 全ての品名について、同上通知の別添2による「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」によること。

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 納入場所

兵庫県加古川市神野町神野203番地
県立加古川医療センター

5 運搬費

当院まで往復に要する運搬費は業者負担とする。

6 タオル類の納入及び回収

- (1) 納入及び回収は、日曜日を除く毎日（土曜・祝日も納品・回収する。）
- (2) 納入及び回収は、各納品場所毎に回収する。
- (3) 不潔タオル類は、専用の袋で回収に当たること。
- (4) 不潔タオル類を院内で保管するランドリーボックスは業者で用意すること。

7 その他

- (1) 入札書の記入については、タオル類各品名の単価（消費税抜き）を記入し、その単価に年間使用予定量を乗じた年間賃貸借額を記入すること。
- (2) 落札業者は年間賃貸借額を比較し、最も低廉な業者とする。
- (3) 落札業者との契約は、入札書に記入したタオル類の単価とする。
- (4) 当該契約年度（令和2年度）において、当該契約年度の翌年度（以下「翌年度」という。）の契約締結協議が整わない場合は、翌年度の契約を締結するまでの間、引き続き、当該契約年度の契約条件で契約期間を延長する。
- (5) 翌年度において、受注者が変更となる場合は、翌年度受注者に対して、誠意をもって業務内容やその留意点について必要な情報を与え、適切な期間、引継ぎを実施すること。
- (6) 仕様書に記載していない事項については、その都度協議すること。